

# 8月9日の大雨被害に関する 被災者支援制度のお知らせ

この度の災害により被害に遭われました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

大雨災害により被災された方々への支援制度をまとめました。

生活の再建をはじめとした各種支援内容を掲載していますので、内容をご確認ください。

手続きには罹災<sup>りさい</sup>証明書の提出が必要となる場合がありますので、必要に応じて申請してください。また、制度の詳しい内容については、各担当課・担当機関へお問合せください。

なお、「被災者支援制度のお知らせ」は随時更新し、皆さまへお知らせいたします。

— 鯉ヶ沢町 —

## ■町の支援策のご案内

災害見舞金(被災された住宅の代表者および事業主の方に対し、見舞金を給付します)、上下水道料金の免除(被災された方の8月分上下水道料金を免除します。)など、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

## ■罹災証明書・被災証明書の申請受付

- \*申請できる方
  - ・居住、所有していた建物が被害を受けた方
  - ・住居以外の建物や家財などが被害を受けた方
- \*受付期限 … 11月7日(月)
- \*受付場所 … 役場 総合窓口課
- \*受付時間 … 8:30~16:30  
(土日祝日を除く)
- \*手数料 …… 無料
- \*証明書の交付時期 … 8月29日(月)~
- \*証明書の交付方法 … 郵送

## ■被災者相談窓口を開設します

各種被災者支援制度の担当窓口をご案内します。手続きの詳細については、各担当課・担当機関へおたずねください。

- \*開設日 … 9月1日(木)~  
(土日祝日を除く)
- \*時間 … 8:30~16:30
- \*場所 … 役場1階 町民ホール

## ■災害ごみの受入れ

この度の大雨による災害ごみの受入れを行っています。

- \*受入しないもの  
ブロック・コンクリート類、燃料、塗料類、ボイラー、可燃ごみ
- \*汚泥は土のう袋に入れて、敷地内で水切りしてください。後日、町が回収します。
- \*受入場所 … 旧大高山スキー場駐車場
- \*受入時間 … 8:30~16:00  
(土日祝日も受入可能)

※各制度の対象となる方については、罹災証明書の「被害の程度」などにより判断されます。

## ●くらしに関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	災害見舞金(町民用)	被災された住宅の代表者(1棟につき1名)	自己の居住する住宅(賃貸住宅を含む)の世帯主に対し、見舞金を給付 ・床上浸水以上・・・10万円 ・床下浸水・・・・・・・ 5万円 ※詳細は追ってお知らせします	罹災証明書(写)	総務課 総務班
※災害見舞金(事業主用)については、裏面「●中小企業、商店等への支援に関すること」をご覧ください					
2	被災者生活再建支援金(国)	大規模半壊	大規模半壊以上の方へ支援金(住宅補修等含む)を支給 ※詳細は協議中のため、追ってお知らせします	罹災証明書(写) ほか	ほけん福祉課 福祉班
3	被災者生活再建支援金(国・町)	中規模半壊	中規模半壊の方へ支援金(住宅補修等含む)を支給 ※詳細は協議中のため、追ってお知らせします	罹災証明書(写) ほか	
4	住宅の応急修理	半壊等の損害を受け、現に避難生活を送っている方	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を県または町が応急的に修理 ※詳細は協議中のため、追ってお知らせします	罹災証明書(写) 修理前・中・後の写真 ほか	建設管財課 都市計画班
5	災害援護資金の貸付	半壊以上	生活の再建に必要な資金を被害の大きさや所得状況に応じて貸付け 【受付時期】9月中旬～を予定	罹災証明書(写)	総合窓口課 生活衛生班
6	生活福祉資金制度による貸付	被災された方で、災害援護資金の対象外の方	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、住宅の補修、保全、改修等に必要な経費の貸付け	要確認	鯉ヶ沢町社会福祉協議会 82-1602

## ●税・保険料、医療、公共料金に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	上下水道料金の免除	被災地域で上下水道に加入している方	被災者の8月分上下水道料金(基本料金・超過料金)を全額免除 注)手続き不要。町の調査により一括処理	なし	水道課 上水道班 下水道班
2	証明手数料等の免除	被災された方	災害に伴う生活再建等のために必要な住民票・所得証明書等の手数料を免除	なし	総合窓口課 戸籍年金班 課税班 納税班
3	国民年金保険料の免除	住宅、家財その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた方	被害程度や保険金・損害賠償金の程度により、国民年金保険料を免除 免除が承認される期間： 令和4年7月分から令和6年6月分	罹災証明書(写) ほか	総合窓口課 戸籍年金班
4	町税等の減免	中規模半壊以上	被害程度や所得状況等により減免 対象税目：個人住民税、固定資産税、国保税 【受付時期】10月～を予定	罹災証明書(写)	総合窓口課 課税班
5	町税の徴収猶予	被災された方	町税を一時的に納付することができない方の徴収を猶予 【受付時期】9月～	罹災証明書(写)	総合窓口課 納税班
6	所得税の軽減(確定申告)	被災された方	災害によって受けた損害については、雑損控除の適用を受けることができる	罹災証明書または被災証明書(写)	五所川原税務署
7	所得税等の納税の猶予	被災された方	所得税及び復興特別所得税や法人税の納税猶予	罹災証明書または被災証明書(写)	0173-34-3136

8	県税の減税	被災された方	被災の程度により、個人事業税、不動産取得税等の減免を受けることができる	罹災証明書 または被災証明書(写)	青森県西北 地域県民局 県税部 0173-34- 3141
9	県税の納期限の延長及び徴収猶予	被災された方	県税の一部を納付できない方に対する徴収の猶予	罹災証明書 または被災証明書(写)	
10	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	資産に重大な損害を受けた方	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予(一定の基準を満たす場合) 【受付時期】9月～	罹災証明書 (写) ほか	ほけん福祉課 国民健康保険 班
11	介護保険料の徴収猶予及び減免	中規模半壊以上	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に保険料の減免徴収を猶予・減免 【受付時期】9月～	罹災証明書 (写) ほか	ほけん福祉課 介護保険班
12	介護サービス利用料の減免	中規模半壊以上	介護保険サービスの利用者で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に介護サービス利用料を減免 【受付時期】9月～	罹災証明書 (写) ほか	
13	東北電力電気料金などの特別措置	被災された方	電気料金の支払期日の延伸、不使用月の電気料金の免除、工事費の免除など	要確認	東北電力カ スタマーセン ター 0120- 066-774
14	NHK放送受信料の免除	半壊、床上浸水以上	令和4年8月から9月まで(2か月間)、被害を受けた建物の放送受信料を免除 ※申請書はほけん福祉課福祉班で配布	免除申請書 罹災証明書 (写)	NHK青森放 送局 017-774- 5116

## ●子育てに関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	保育料の減免	家屋等財産が著しく損失を受けた方	被害程度により全額又は半額免除 ・家屋全壊または半壊 ・借家家財焼失又は滅失	減免申請書 罹災証明書 等(写)	ほけん福祉課 子ども家庭班
2	教科書等の再給与	住宅の全壊・半壊・床上浸水	住宅の全壊・半壊・床上浸水により教科書及び学用品の喪失もしくは損傷した児童生徒に再給与	罹災証明書 (写)	学校教育課 学校教育班
3	児童扶養手当の特別措置	住宅または家財などの財産について被害額がおおむね1/2以上の損害を受けた方	児童扶養手当の受給資格者であり、所得制限により支給が停止されている方について、所得制限の特例措置を講じる。	要確認	ほけん福祉課 子ども家庭班
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金	被災された母子家庭、父子家庭及び寡婦	経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付け。災害により被災した家庭に対して償還金の支払い猶予などの特別措置を講じる	要確認	西北地方福 祉事務所 0173-35- 2156
5	高等学校授業料等減免措置	被災された方	授業料等の納付が著しく困難と認められる場合、授業料等の徴収猶予又は減額、免除	要確認	在学する高 校
6	青森県国公立高校生等奨学のための給付金	被災された方	家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置の受給権者であり、保護者の住民税所得割が非課税相当(家計急変世帯を含む)である方に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付	要確認	在学する高 校 ※県外の高校 に在学する場 合は、青森県 教育庁学校施 設課 017-734- 9873

7	JASSO災害支援金 [(独)日本学生支援機構]	半壊以上、床上浸水	次のすべてに該当する方に対し、支援金(10万円)を支給 ①日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の方 ②学生本人やその生活維持者が現に住んでいる家が、半壊以上、床上浸水となった方 ③学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める方	罹災証明書(写)ほか	在学する学校
---	-----------------------------	-----------	---	------------	--------

## ●中小企業、商店等への支援に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	災害見舞金(事業主用)	被災された事業主の方	被災された店舗・事務所等の事業主に対し、見舞金10万円を給付 ※詳細は追ってお知らせします	被災証明書(写)ほか	政策推進課 観光商工班
2	(仮称)町商工事業者被災支援補助金	被災され、事業を継続する意思のある商工業者	被災証明を受け、事業を継続する商工業者へ、店内の改修、設備・備品等の経費の一部を補助 ※詳細は追ってお知らせします	被災証明書(写)	政策推進課 観光商工班
3	町経営安定化サポート資金「災害枠」特別保証料補助金	被災された町内事業者(住所要件なし)	資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助 限度額 1,000万円 期間 10年(据置2年)以内 利率 0.9%(3年以降1.1%) 保証料 0.45%~1.90% 補助率 町全額	被災証明書(写)	政策推進課 観光商工班

## ●農林漁業への支援に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	町農地等災害復旧事業費補助金	被災された農業者または農業者の組織する団体 ※40万円未満の小災害を対象	・対象農地等…①耕作している、または適正に保安全管理している農地／②農業用施設(用排水路、農業用ため池等)／③災害発生を町に報告した箇所であること ・補助対象経費…農地等を自力で現状復旧するために要する経費 ・補助率…補助対象経費の1/3以内でかつ13万3千円を限度とする額 【受付時期】未定	要確認	農林水産課 環境整備班
2	農林漁業セーフティネット資金	被災された主業農業者等	農林漁業経営の再建に必要な資金(経営再建費、収入減補てん費等)の貸付け 借入限度額:600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12) 借入利率:0.25~0.55%	要確認	青森県農林水産部団体経営改善課 017-734-9459
3	農林漁業施設資金(災害復旧)	被災された農業者等	次に該当する費用への貸付け ①被災した農舎、畜舎施設等、農機具及び運搬用器具の復旧 ②果樹の改植又は補植費用 借入限度額:負担額の80%または1施設当たり300万円のいずれか低い額 借入利率:0.25~0.60%	要確認	日本政策金融公庫青森支店農林水産事業017-777-4211